

きらめき

発行
東北情報インフラユニオン
仙台市若林区新寺一丁目2番7号
TEL:022-297-5196
FAX:022-297-5198
発行責任者:村上 良智
編集責任者:齊藤 慎也

通建連合『一斉安全休工日（9月）』

実施結果について

通建連合「一斉安全休工日」の取り組みについては、組合員は勿論のこと現場第一線で働く労働者の心と体の健康管理は基より、リフレッシュを図り安全労働を確保する観点から6月・7月・9月・11月の第2土曜日を設定し、各職場における安全衛生委員会等の場での協力要請の他、ポスター掲示等による啓蒙活動を実施させて頂きました。

今年度3回目となる9月9日（土）の実施結果は、下表のとおりとなります。

TTKグループ		休工対象数	当日実施	読替実施	未実施	実施結果（読替含む）
9月	業務区分割合	133	103 (77.4%)	28 (21.1%)	2 (1.5%)	98.5%
	人数割合	2411	2319 (96.2%)	90 (3.7%)	2 (0.1%)	99.9%
7月	業務区分割合	121	88 (72.7%)	33 (27.3%)	0 (0%)	100%
	人数割合	2418	2280 (94.3%)	138 (5.7%)	0 (0%)	100%
大和グループ		休工対象数	当日実施	読替実施	未実施	実施結果（読替含む）
9月	業務区分割合	58	30 (51.7%)	27 (46.6%)	1 (1.7%)	98.3%
	人数割合	1176	1076 (91.5%)	99 (8.4%)	1 (0.1%)	99.9%
7月	業務区分割合	56	21 (37.5%)	33 (58.9%)	2 (3.6%)	96.4%
	人数割合	1055	943 (89.4%)	106 (10.0%)	6 (0.6%)	99.4%

業務区分割合・人員割合ともに第二土曜日当日での実施率は直近の実施月である7月と比較して高い結果となっておりますが、一部の事業所においては客先指定による業務や故障修理体制維持のために「未実施」となる結果となりました。

インフラ東北は、休むことにより心身共にリフレッシュを図り安全労働に繋げるとの観点で今後も読替を含む実施率の維持および第二土曜日当日での実施率向上に向け取り組みを継続していきます。今年度最後となる一斉安全休工日は11月11日（土）となりますので、引き続き取り組みへのご協力をお願いします。



通建連合『一斉安全休工日』 第4回実施日

2023年11月11日（土）

11月は「過労死等防止啓発月間」

厚生労働省は11月を「過労死等防止啓発月間」と設定し、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるために取り組みを行うこととしております。連合および情報労連においても「過労死ゼロ」実現の重要性の周知・意識啓発を行うことで長時間労働を是正し、安心して健やかに働くことのできる職場環境づくりに取り組むこととしております。

働きすぎによる健康障害を防止するためには職場の環境を整えていくことが大切です。ご自身や職場の仲間、ご家族の働き方を見つめ直す機会として下記のセルフチェック表を活用してみたいはいかがでしょうか。

こころとからだを、**✓チェック**してみませんか？

眠れなかったり、体調の変化はありませんか？
ストレスや悩みは誰もが抱えているものですが、仕事による心身の疲労が溜まり、「こころ」と「からだ」のバランスが崩れて不調に陥ってしまうかもしれません。
チェックリストを活用して、いまの自分の調子を確認してみましょう。

疲れてない？
無理をしないで、
休もうよ！

職場で悩んでたり、
困っていることがあったら
労働組合に相談してね！



✓ チェックリスト

- 残業が続いている
- 夜勤など不規則な勤務が続いている
- 手待ち時間、仮眠時間が長いなど拘束時間が長い勤務が続いている
- 頻繁に出張がある、または長期間の出張が続いている
- ハラスメントなど、人間関係のストレスが多く精神的に負担感のある仕事だ
- 就業環境が十分に整っていない
周囲のサポートがない、職場・家庭などを問わず、心を開いて話をできる人がいないなど
- きついノルマなど、精神的に緊張した状態が長く続く仕事だ

! チェックが多い場合は要注意！
まずは相談してみませんか？

厚生労働省

[こころの耳 相談窓口](#)

[ハラスメント悩み相談室](#)

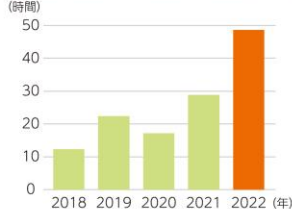
労災の**認定基準**がわかりやすくなりました！

2021年9月～

Point 1 脳・心臓疾患の労災認定基準改正による認定状況の変化

労働時間が過労死ライン（1か月100時間、2～6か月80時間）より短くても、心理的負荷や身体的負荷などを加味して労災認定がされるようになりました。

時間外労働時間60～80時間での労災認定件数



基準が緩和されたことで、これまでより短い労働時間でも、労災認定されるようになったんだ

2023年9月～

Point 2 心理的負荷による精神障害の労災認定基準も改正

労災認定の根拠となるストレスの基準に「カスタマーハラスメント」、「感染症や事故のリスクが高い業務」など、どこでも起きる可能性がある事例が追加されました。

カスタハラが
労災にあたることが
明確化されたよ！

